

臨時株主総会 招集ご通知

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては、可能な限り、当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年12月6日（火曜日）午前10時
受付開始予定 午前9時

開催場所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル
2階「有明」

決議事項 第1号議案 株式交換契約承認の件
第2号議案 吸収分割契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役5名選任の件
第5号議案 監査役2名選任の件

目次

株主総会招集ご通知	1
経営統合に関するご説明	6
株主総会参考書類	12

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

証券コード 2117
2022年11月21日

東京都中央区日本橋小網町14番1号

日新製糖株式会社

代表取締役社長 大久保 亮

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、3頁「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年12月5日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年12月6日（火曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 2階「有明」 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	決議事項 第1号議案 株式交換契約承認の件 第2号議案 吸収分割契約承認の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役5名選任の件 第5号議案 監査役2名選任の件
4 議決権の行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 伊藤忠製糖株式会社の最終事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）に係る計算書類等の内容につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会参考書類には記載しておりません。
- 株主総会参考書類ならびに経営統合に関するご説明に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト (<https://www.nissin-sugar.co.jp/>)

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

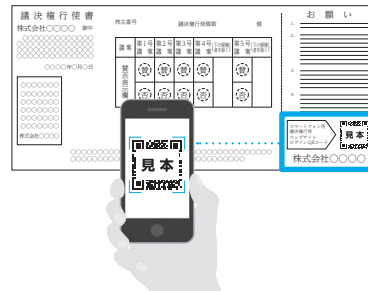
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会へのご来場につきましては、可能な限り、お控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権につきましては、書面またはインターネット等による事前行使をご活用くださいますようご推奨申し上げます。
- 本株主総会会場では、役員および運営スタッフのマスクの着用やアルコール消毒液の設置など、感染防止の措置を講じてまいります。ご来場される株主様におかれましても、マスクの着用や検温等の感染防止措置へのご協力をお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

スマートフォンを利用することによって議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

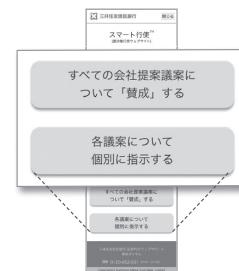


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書はイメージです。

1. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
 - (3) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
2. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて
 - (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
 - (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

(添付書類)

経営統合に関するご説明

当社と伊藤忠製糖株式会社（以下「伊藤忠製糖」といいます。）は、2022年9月29日付「日新製糖株式会社と伊藤忠製糖株式会社との経営統合に関する最終契約締結、並びに住友商事株式会社、伊藤忠商事株式会社及び日新製糖株式会社による資本業務提携契約締結について」および「伊藤忠製糖株式会社との株式交換契約の締結、吸収分割による持株会社体制への移行、その他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2022年9月29日、両社間の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に係る経営統合契約書（以下「本経営統合契約」といいます。）および本経営統合のための一連の取引の一環として、当社を株式交換完全親会社とし、伊藤忠製糖を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

1. 本経営統合の背景・目的

当社および伊藤忠製糖は、我が国の砂糖業界における主要プレーヤーとして、生活必需品である砂糖を長年に亘り品質と安全性にこだわり安定供給するとともに、沖縄・鹿児島ของサトウキビを原料とする製糖事業および国産糖（甜菜糖・甘蔗糖）の調達を通じ、各地の原料生産者・糖業者とともに発展することで、農業の活性化、環境保全、地域経済の発展に貢献してまいりました。加えて、消費者の健康に資する機能性素材の開発・商品化等を進め、新たな付加価値を提供することで、健康的な生活や豊かな食文化の形成にも寄与してまいりました。

一方で、我が国の砂糖産業を取り巻く環境においては、人口減少、低甘味・低カロリー嗜好による砂糖代替品の台頭、他国との経済連携協定等による競争激化、近年の原料価格高騰等、不確実性の高まりとともに事業環境の変化への柔軟な対応、事業基盤の更なる強化と経営効率化の必要性に迫られております。

このような環境下で、我が国における砂糖産業および両社の企業価値の発展向上を図るために協議を重ね、このたび、公平・公正かつ対等の精神の下、本経営統合を行うことについて最終的な合意に達しました。

当社および伊藤忠製糖は、本経営統合を通じて両社の経営資源・ノウハウを結集することで、業務体制・人的資源の最適化、生産拠点の効率化、物流網や原料調達網の集約・整理等を通じた効率的なグループ経営を推進・深化するとともに、これまで両社が取り組んできた独自性の高い新素材に関する研究開発を更に発展させ、新商品開発を積極的に行い、人々の健康への貢献を目指し今後

の成長分野や注力分野に取り組んでまいります。これらの取り組みを通じて事業ポートフォリオを強化し、強固な収益基盤を構築することで、「食」と「健康」の両面で豊かな生活の実現に貢献できる企業グループとして、急変する事業環境においても更なる成長と飛躍を目指してまいります。

2. 本経営統合の概要

当社および伊藤忠製糖は、「対等の精神」に則り、以下の方法により本経営統合を行い、持株会社体制に移行いたします。

まず、当社を株式交換完全親会社とし、伊藤忠製糖を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、当社は、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）が保有する伊藤忠製糖の発行済株式の全てを取得し、伊藤忠商事に当社の普通株式を割当て交付いたします。また、本株式交換の効力発生を条件として、本株式交換と同時に、当社は、日新製糖分割準備株式会社（当社の完全子会社として2022年10月3日に設立された会社であり、以下「分割準備会社」といいます。）との間で吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにより、当社のグループ経営管理事業および資産管理事業を除く一切の事業に関する権利義務等を分割準備会社に承継させ、持株会社体制に移行する予定です。さらに、本株式交換および本吸収分割の効力発生を条件として、当社は、商号を「ウェルネオシュガー株式会社」に変更する予定であり、本株式交換および本吸収分割の効力発生を条件として、分割準備会社は、商号を「日新製糖株式会社」に変更する予定です（以下、商号変更後の当社を「本持株会社」といいます。）。

なお、本株式交換の実施は、公正取引委員会等の関係当局の必要な許認可等の取得等を条件としております。

また、本持株会社は、当社の現在の証券コード（2117）で東証プライム市場での上場を継続する予定です。

(ご参考)

商号変更に関するご説明

①変更理由

当社は、伊藤忠製糖との経営統合を契機に商号を変更いたします。

両社が保有する知見やリソースを集結し、経営基盤の強化と新たな事業領域の拡大に拍車をかけ、一層の企業価値向上を図ることにより、ウェルビーイング（Well-being）を実現する製糖業界のリーディングカンパニーを目指します。

常に若々しく、絶えず新たな挑戦を続け、糖を軸に高付加価値な製品・サービスを安定して提供し、人々の幸せと健康を創造してまいります。

Well-being（幸せ・健康） + Neo（常に若々しく・日々新たに） + Sugar（糖を基軸に）

②新商号（英文表記）

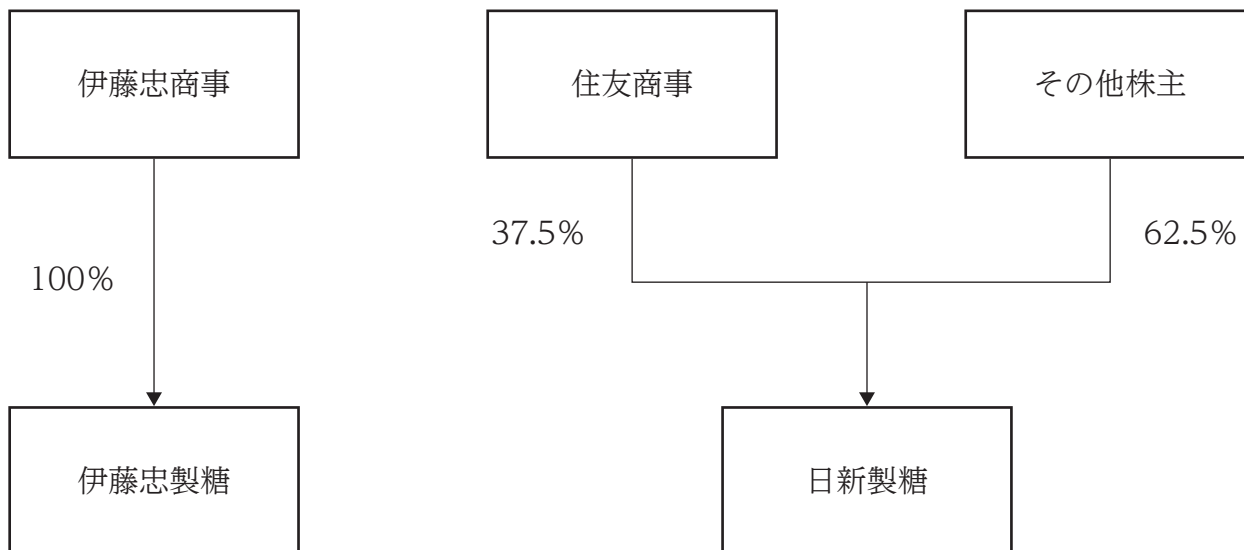
ウェルネオシュガー株式会社（WELLNEO SUGAR Co., Ltd.）

③変更予定日

2023年1月1日

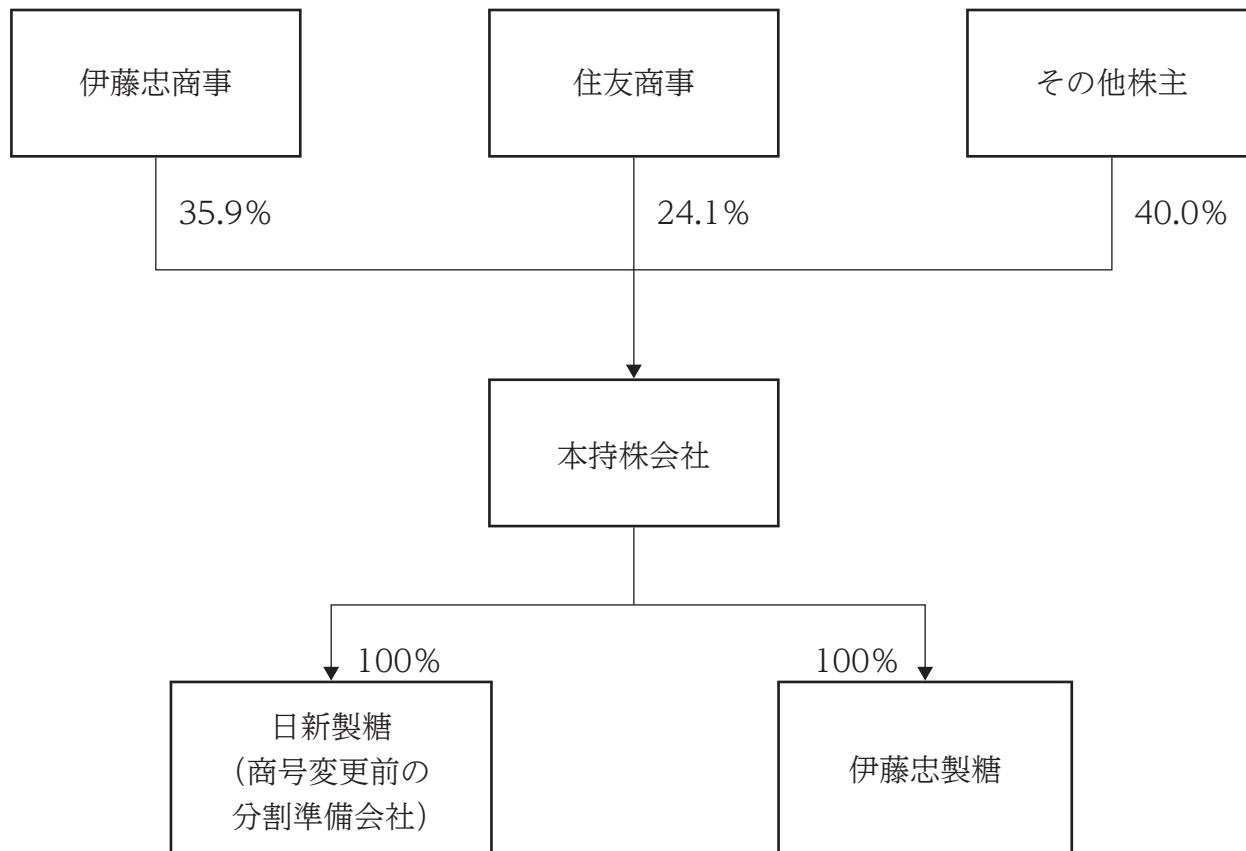
本経営統合ストラクチャー（概略図）

①現状（2022年9月29日現在）



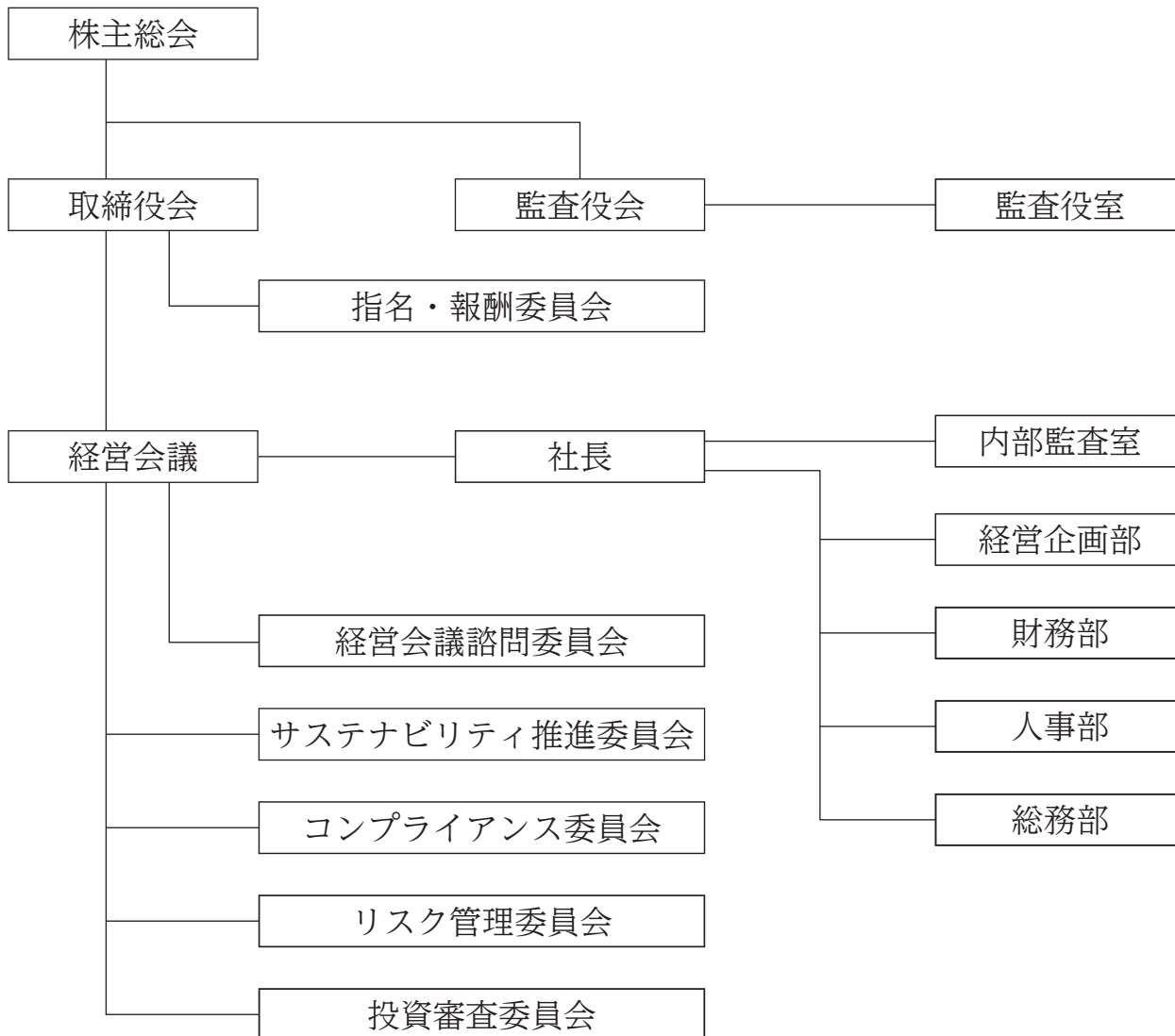
（注）2022年9月29日現在、伊藤忠商事は伊藤忠製糖の発行済株式の全てを、住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）は当社の発行済株式の37.5%を保有しております。

②本経営統合後の持株会社体制（本経営統合日）



- (注) 1. 本持株会社は、本株式交換および本吸収分割の効力発生を条件として、その商号を「ウエルネオシュガー株式会社」に変更する予定です。
2. 本経営統合後、伊藤忠商事は、本持株会社のその他の関係会社（本持株会社は伊藤忠商事の持分法適用関連会社）となり、本持株会社の主要株主（筆頭株主）となる見込みです。

3. 本経営統合後の本持株会社における組織機構（2023年1月1日予定）



株主総会参考書類

第1号議案

株式交換契約承認の件

当社と伊藤忠製糖は、2022年9月29日付「日新製糖株式会社と伊藤忠製糖株式会社との経営統合に関する最終契約締結、並びに住友商事株式会社、伊藤忠商事株式会社及び日新製糖株式会社による資本業務提携契約締結について」および「伊藤忠製糖株式会社との株式交換契約の締結、吸収分割による持株会社体制への移行、その他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社と伊藤忠製糖は、2022年9月29日、両社との間の経営統合に係る経営統合契約書および本経営統合のための一連の取引の一環として、当社を株式交換完全親会社とし、伊藤忠製糖を株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約書を締結いたしました。

本議案は、本株式交換契約について、ご承認をお願いするものであります。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容およびその他の本議案に関する事項は、次のとおりであります。

1. 本株式交換を行う理由

本株式交換は、本経営統合のための一連の取引の一環として実施されるものであります。詳細については、「経営統合に関するご説明」をご参照ください。

2. 本株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容は次のとおりであります。

(以下、契約書写し)

株式交換契約書

日新製糖株式会社（以下「日新製糖」という。）及び伊藤忠製糖株式会社（以下「伊藤忠製糖」という。）は、2022年9月29日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

日新製糖及び伊藤忠製糖は、本契約の規定に従い、日新製糖を伊藤忠製糖の株式交換完全親会社とし、伊藤忠製糖を日新製糖の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、日新製糖は、本株式交換により、伊藤忠製糖の発行済株式の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

日新製糖及び伊藤忠製糖の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 日新製糖（株式交換完全親会社）

商号：日新製糖株式会社

住所：東京都中央区日本橋小網町14番1号

(2) 伊藤忠製糖（株式交換完全子会社）

商号：伊藤忠製糖株式会社

住所：愛知県碧南市玉津浦町3番地

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 日新製糖は、本株式交換に際して、本株式交換により日新製糖が伊藤忠製糖の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における伊藤忠製糖の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対して、伊藤忠製糖の普通株式に代わり、その有する伊藤忠製糖の普通株式の数の合計に3.0949（当該比率を以下「本株式交換比率」という。）を乗じて得た数の日新製糖の普通株式を交付する。
2. 日新製糖は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その有する伊藤忠製糖の普通株式1株につき、日新製糖の普通株式3.0949株の割合をもって、日新製糖の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い日新製糖が本割当対象株主に対して割り当てるべき日新製糖の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、日新製糖は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（日新製糖の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき日新製糖の資本金及び準備金の額は会社計算規則第39条に定めるところに従い日新製糖が別途適当に定める金額とする。

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2023年1月1日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、日新製糖及び伊藤忠製糖は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 日新製糖は、本効力発生日の前日までに、株主総会（以下「本日新製糖株主総会」という。）を開催し、本契約及び本株式交換に必要な事項について株主総会の決議による承認を求める。
2. 伊藤忠製糖は、本効力発生日の前日までに、本契約について株主総会（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下「本伊藤忠製糖株主総会」という。）の決議による承認を求める。

第7条（事業の運営等）

1. 日新製糖及び伊藤忠製糖は、本契約締結日から本効力発生日までの間、相手方当事者の事前の書面による承諾がある場合を除き、通常の業務の範囲内で、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 日新製糖及び伊藤忠製糖は、本契約締結日から本効力発生日までの間、相手方当事者の事前の書面による承諾がある場合を除き、自ら又はその子会社をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行い又は行わせる場合は、事前に、相手方当事者と協議及び合意の上、当該合意に従って行い又は行わせるものとする。

第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日以降本効力発生日の前日までの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、日新製糖及び伊藤忠製糖は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、(i) 本日新製糖株主総会において本契約及び本株式交換に必要な事項についての承認が受けられない場合、(ii) 本伊藤忠製糖株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(iii) 法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき日新製糖又は伊藤忠商事株式会社が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含む。）、並びに(iv) 前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第10条（合意管轄裁判所）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、日新製糖及び伊藤忠製糖は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

2022年9月29日

日新製糖：東京都中央区日本橋小網町14番1号
日新製糖株式会社
代表取締役会長CEO 樋口 洋一

伊藤忠製糖：愛知県碧南市玉津浦町3番地
伊藤忠製糖株式会社
代表取締役社長 山本 貢司

3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	伊藤忠製糖 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 株式の割当比率	1	3.0949
本株式交換により交付する 株式数	普通株式：12,379,600株（予定）	

- (注) 1. 本株式交換に係る株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）
伊藤忠製糖の普通株式1株に対して、当社の普通株式3.0949株を割当て交付いたします。
2. 当社が本株式交換により交付する株式数
当社は、本株式交換により、当社が本株式交換により伊藤忠製糖の発行済株式の全てを取得する時点の直前時における伊藤忠製糖の株主である伊藤忠商事に対して、普通株式合計12,379,600株を割当て交付する予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

イ. 割当ての内容の根拠および理由

下記「④公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、当社は、第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を選定し、本株式交換を含む本経営統合の本格的な検討を開始いたしました。

当社は、「④公正性を担保するための措置」に記載のとおり、SMBC日興証券から提出を受けた株式交換比率算定書、当社の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）からの助言、伊藤忠製糖に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、当社の株価、当社および伊藤忠製糖の財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、本株式交換比率について伊藤忠製糖と慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、本株式交換比率が妥当であるという判断に至ったため、当社および伊藤忠製糖は、2022年9月29日に開催された両社の取締役会において、本株式交換比率をその内容に含む本株式交換契約の締結を決議いたしました。

ロ. 算定に関する事項

a. 算定機関の名称および両社との関係

当社の第三者算定機関であるSMBC日興証券は、当社および伊藤忠製糖から独立しており、当社および伊藤忠製糖の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

b. 算定の概要

SMBC日興証券は、当社については、当社株式が東証プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、当社には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

伊藤忠製糖については、非上場会社であるものの、同社には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

なお、市場株価法について、2022年9月27日を算定基準日として、東京証券取引所における基準日から1ヶ月前、3ヶ月前および6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値平均を採用いたしました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりです。

当社	伊藤忠製糖	株式交換比率の算定結果
市場株価法	類似上場会社比較法	2.77～3.56
類似上場会社比較法	類似上場会社比較法	2.47～3.70
D C F 法	D C F 法	2.34～4.91

S M B C日興証券は、本株式交換比率の算定に際して、当社および伊藤忠製糖から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社、伊藤忠製糖およびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または算定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。S M B C日興証券の本株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、当社および伊藤忠製糖の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社および伊藤忠製糖の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

- ③ 上場廃止となる見込みおよびその事由
該当事項はありません。

- ④ 公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するために、以下の措置を実施しております。

- イ. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換の公正性を担保するために、当社および伊藤忠製糖から独立した第三者算定機関としてS M B C日興証券を選定し、本株式交換に用いる本株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を受領しております。なお、当社は、第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

- ロ. 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換を含む本経営統合に関する法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛

利・友常法律事務所を選定し、本株式交換を含む本経営統合の諸手続および取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当社および伊藤忠製糖から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

本株式交換に関し、当社および伊藤忠製糖の間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(2) 本株式交換に際して増加する当社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金および資本準備金の額については、会社計算規則第39条の規定に従い、当社が決定いたします。この取り扱いは、本株式交換後の当社の資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると考えております。

(3) 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

伊藤忠製糖は新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。

(4) 伊藤忠製糖の最終事業年度に係る計算書類等

伊藤忠製糖の最終事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）に係る計算書類等の内容につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nissin-sugar.co.jp/>）に掲載しております。

(5) 伊藤忠製糖において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 経営統合契約書の締結

伊藤忠製糖は、(i)日新製糖を株式交換完全親会社とし、伊藤忠製糖を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、日新製糖が、伊藤忠商事が保有する伊藤忠製糖の発行済株式の全てを取得し、伊藤忠商事に日新製糖の普通株式を割当て交付するとともに、(ii)本株式交換の効力発生を条件として、本株式交換と同時に、日新製糖が、分割準備会社との間で、本吸収分割を行うことにより、日新製糖のグループ経営管理事業および資産管理事業を除く一切の事業に関する権利義務等を分割準備会社に承継させ、(iii)本株式交換の効力発生を条件として、日新製糖の商号を変更し、本株式交換および本吸収分割の効力発生を条件として、分割準備会社の商号を「日新製糖株式会社」に変更することで、持株会社体制に移行することに関し、2022年9月29日、日新製糖との間で経営統合契約書を締結しております。

- ② 株式交換契約書の締結
伊藤忠製糖は、日新製糖との間で、2022年9月29日、本株式交換に係る株式交換契約書を締結しております。
- ③ 配当金の受け取り
伊藤忠製糖は、第一糖業株式会社より、第一糖業株式会社の2022年10月26日開催の臨時株主総会の決議に従い、2022年12月に、伊藤忠製糖が所有する第一糖業株式会社の普通株式900,000株に対して支払われる54億円の配当金の支払いを受ける予定です。
- ④ 特別配当の実施
伊藤忠製糖は、特別配当として、伊藤忠商事に対して2022年12月のいずれかの日を効力発生日とする1株当たり1,100円の剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）を行う予定です。
- ⑤ 期中配当の実施
伊藤忠製糖は、2023年3月期に係る期中配当として、伊藤忠商事に対して2022年12月31日を基準日とする2022年4月から12月までの伊藤忠製糖の連結当期純利益の累積額に相当する金額の剰余金の配当を行う予定です。
- ⑥ 現物配当の実施
伊藤忠製糖は、伊藤忠商事に対して2022年12月のいずれかの日を効力発生日とする伊藤忠製糖が保有する不二製油グループ本社株式会社の株式（簿価603百万円）の現物配当を行う予定です。
- ⑦ 伊藤忠商事からの借入れ
伊藤忠製糖は、2022年12月のいずれかの日を実行日として、本特別配当の原資とするため、伊藤忠商事から44億円の借入れを行う予定です。
- ⑧ 第一糖業株式会社への貸付け
伊藤忠製糖は、2022年12月のいずれかの日を実行日として、上記③の配当金の原資とするため、第一糖業株式会社に対して44億円の貸付けを行う予定です。

(6) 当社の最終事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 経営統合契約書の締結

当社は、(i)当社を株式交換完全親会社とし、伊藤忠製糖を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、当社が、伊藤忠商事が保有する伊藤忠製糖の発行済株式の全てを取得し、伊藤忠商事に当社の普通株式を割当て交付するとともに、(ii)本株式交換の効力発生を条件として、本株式交換と同時に、当社が、分割準備会社との間で、本吸収分割を行うことにより、当社のグループ経営管理事業および資産管理事業を除く一切の事業に関する権利義務等を分割準備会社に承継させ、(iii)本株式交換の効力発生を条件として、当社の商号を変更し、本株式交換および本吸収分割の効力発生を条件として、分割準備会社の商号を「日新製糖株式会社」に変更することで、持株会社体制に移行することに関し、2022年9月29日、伊藤忠製糖との間で経営統合契約書を締結しております。

② 資本業務提携契約書の締結

当社は、本経営統合の効力の発生を条件として、住友商事および伊藤忠商事との間で、本経営統合の目的の実現および本持株会社の持続的な成長と企業価値の向上をサポートすることを目的とした資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うこととし、2022年9月29日、住友商事および伊藤忠商事との間で資本業務提携契約書を締結しております。

③ 吸収分割契約書の締結

当社は、分割準備会社との間で、2022年11月8日、本吸収分割に係る吸収分割契約書を締結しております。

なお、当社は、本臨時株主総会において、第2号議案「吸収分割契約承認の件」のご承認を得て、同契約に基づき吸収分割を行うことを予定しております。詳細につきましては、第2号議案「吸収分割契約承認の件」をご参照ください。

④ 中間配当の実施

当社は、2022年11月8日開催の取締役会において、2023年3月期に係る中間配当として、2022年9月30日を基準日とする1株当たり33円の剰余金の配当を行う決議をいたしました。

当社は、2022年11月8日付「伊藤忠製糖株式会社との経営統合に際しての持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結及び特定子会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2022年11月8日に開催した取締役会の決議に基づき、2023年1月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件として、分割準備会社との間で、当社を分割会社、分割準備会社を承継会社とし、グループ経営管理事業および資産管理事業を除く当社の全ての事業を分割準備会社に承継させることを目的とする本吸収分割に係る吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）の締結をいたしました。

本議案は、本吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

本吸収分割を行う理由、本吸収分割契約の内容およびその他の本議案に関する事項は、次のとおりであります。

1. 本吸収分割を行う理由

本吸収分割は、本経営統合の一連の取引の一環として実施されるものです。詳細については、「経営統合に関するご説明」をご参照ください。

2. 本吸収分割契約の内容の概要

本吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

(以下、契約書写し)

吸収分割契約書

日新製糖株式会社（以下「本分割会社」という。）及び日新製糖分割準備株式会社（以下「本承継会社」という。）は、2022年11月8日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本分割会社は、本契約の規定に従い、本承継会社を承継会社、本分割会社を分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」という。）の方法により、グループ経営管理事業及び資産管理事業を除く本分割会社の全ての事業（以下「承継対象事業」という。）に関する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を本承継会社に承継させ、本承継会社はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本承継会社及び本分割会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 本承継会社

商号：日新製糖分割準備株式会社（本効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）付で日新製糖株式会社に変更予定）

住所：東京都中央区日本橋小網町14番1号

(2) 本分割会社

商号：日新製糖株式会社（本効力発生日付でウェルネオシュガー株式会社に変更予定）

住所：東京都中央区日本橋小網町14番1号

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 本承継会社は、本吸収分割により、本分割会社から承継対象権利義務を本効力発生日において承継する。
2. 前項の規定による債務その他の義務の承継は、全て免責的債務引受の方法による。なお、当該承継される債務その他の義務について、本分割会社が会社法第759条第2項に基づきその履行その他の負担をしたときは、本分割会社は本承継会社に対してその履行その他の負担をした全額について求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

本承継会社は、本吸収分割に際し、本承継会社が前条第1項に基づき承継する承継対象権利義務の対価の交付を行わない。

第5条（本承継会社の資本金等の額）

本吸収分割により本承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条（効力発生日等）

1. 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2023年1月1日とする。但し、本吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、本分割会社及び本承継会社は協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 本吸収分割は、伊藤忠製糖株式会社と本分割会社との間の2022年9月29日付株式交換契約書に基づく株式交換の効力が生じていることを停止条件として、その効力を生じるものとする。

第7条（株主総会）

1. 本分割会社は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認を求める。
2. 本承継会社は、会社法第796条第1項の規定に基づき、本契約についての同法第795条第1項に

定める株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

第8条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、本分割会社及び本承継会社は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

第9条（競業避止義務の免除）

本分割会社は、本吸収分割に関して、競業避止義務を負わない。

第10条（本契約の効力）

本契約は、(i) 本分割会社の株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(ii) 法令等に定められた本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は(iii) 第8条に基づき本吸収分割が中止された場合には、その効力を失う。

第11条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、本分割会社及び本承継会社は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

2022年11月8日

本分割会社：東京都中央区日本橋小網町14番1号
日新製糖株式会社
代表取締役会長CEO 樋口 洋一

本承継会社：東京都中央区日本橋小網町14番1号
日新製糖分割準備株式会社
代表取締役 大久保 亮

承継対象権利義務明細表

本効力発生日において、本吸収分割により本承継会社が本分割会社から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。

記

1. 資産

本吸収分割の効力発生の直前時において、本分割会社が承継対象事業に関連して保有している一切の資産。但し、以下の各号に定めるものを除く。

- (1) 本吸収分割の効力発生の直前時において、本分割会社が保有している伊藤忠製糖株式会社の株式及び本承継会社の株式
- (2) 本吸収分割の効力発生の直前時において、本分割会社が承継対象事業に関連して保有している一切の不動産（以下「本件不動産」という。）
- (3) 関係会社貸付金
- (4) よみうりゴルフ倶楽部会員権

2. 知的財産権

本吸収分割の効力発生の直前時において、本分割会社が承継対象事業に関連して保有している一切の知的財産権（登録の有無を問わず、出願中のものを含む。また、外国の法令に基づくものも含む。）。但し、商標権を除く。

3. 負債及び債務

本吸収分割の効力発生の直前時において、本分割会社が承継対象事業に関連して負担している一切の負債及び債務。但し、以下の各号に定めるものを除く。

- (1) 借入金
- (2) 未払利息
- (3) 未払配当金
- (4) 本件不動産に係る資産除去債務
- (5) 公租公課（但し、本承継会社への承継につき関連当局等の許可、認可又は承諾等が得られたものは除く。）

4. 契約（労働関連契約を除く）

本吸収分割の効力発生の直前時において、本分割会社が承継対象事業に関連して締結している一切の契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、以下に定める契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

- (1) 会計監査人との間で締結している監査契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (2) 株主名簿管理人との間で締結している株主名簿管理人委託契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (3) 金融機関との間で締結している本分割会社の株式事務のための預金口座に関する契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (4) 本分割会社が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結している上場契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (5) 本分割会社の役員を対象とする会社役員賠償責任保険その他の保険に関する契約及びこれに附帯又は関連する契約
- (6) 以下に定める契約並びにこれらの契約において企図されている取引に関して締結している一切の契約及びこれに附帯又は関連する契約
 - (i) 本分割会社及び伊藤忠製糖株式会社との間の2022年9月29日付経営統合契約書及びこれに付随関連する契約
 - (ii) 本分割会社及び伊藤忠製糖株式会社との間の2022年9月29日付株式交換契約書
 - (iii) 本分割会社、伊藤忠商事株式会社及び住友商事株式会社との間の2022年9月29日付資本業務提携契約書
- (7) 本吸収分割により本分割会社から本承継会社に承継されない資産、知的財産権又は負債及び債務に附帯又は関連する契約

5. 労働関連契約

(1) 雇用契約等

本吸収分割の効力発生の直前時において、本分割会社が本分割会社の従業員（出向者を含む。）との間で締結している一切の雇用契約その他の契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。

(2) 労働協約等

本吸収分割の効力発生の直前時において、本分割会社が日新製糖労働組合との間で締結している一切の労働協約のうち、労働組合法第16条に定める基準以外の部分の全て。

6. 許認可等

本分割会社が承継対象事業に関連して取得している一切の許可、認可、免許、登録、届出等のうち、法令等上承継可能なもの。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

本吸収分割は、完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

(2) 本吸収分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

当社は新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。

(3) 分割準備会社の成立の日における貸借対照表

分割準備会社の最初の事業年度は、会社成立の日である2022年10月3日より2023年3月31日までであり、本書類作成日現在、第1期の事業年度を終了しておりませんので、第1期の事業年度に関する計算書類等は作成しておりません。

以下に、分割準備会社の成立の日の貸借対照表を記載しております。

貸借対照表 (2022年10月3日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	100	流動負債	—
現金及び預金	100	固定負債	—
固定資産	—	負債合計	—
		(純資産の部)	
		株主資本	100
		資本金	100
		評価・換算差額等	—
		純資産合計	100
資産合計	100	負債純資産合計	100

(4) 分割準備会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(5) 当社の最終事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 経営統合契約書の締結

当社は、(i)当社を株式交換完全親会社とし、伊藤忠製糖を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、当社が、伊藤忠商事が保有する伊藤忠製糖の発行済株式の全てを取得し、伊藤忠商事に当社の普通株式を割当て交付するとともに、(ii)本株式交換の効力発生を条件として、本株式交換と同時に、当社が、分割準備会社との間で、本吸収分割を行うことにより、当社のグループ経営管理事業および資産管理事業を除く一切の事業に関する権利義務等を分割準備会社に承継させ、(iii)本株式交換の効力発生を条件として、当社の商号を変更し、本株式交換および本吸収分割の効力発生を条件として、分割準備会社の商号を「日新製糖株式会社」に変更することで、持株会社体制に移行することに関し、2022年9月29日、伊藤忠製糖との間で経営統合契約書を締結しております。

② 株式交換契約書の締結

当社は、伊藤忠製糖との間で、2022年9月29日、本株式交換に係る株式交換契約書を締結しております。

なお、当社は、本臨時株主総会において、第1号議案「株式交換契約承認の件」のご承認を得て、本株式交換契約に基づき伊藤忠製糖との株式交換を行うことを予定しております。詳細につきましては、第1号議案「株式交換契約承認の件」をご参照ください。

③ 資本業務提携契約書の締結

当社は、本経営統合の効力の発生を条件として、住友商事および伊藤忠商事との間で、本経営統合の目的の実現および本持株会社の持続的な成長と企業価値の向上をサポートすることを目的とした本資本業務提携を行うこととし、2022年9月29日、住友商事および伊藤忠商事との間で資本業務提携契約書を締結しております。

④ 中間配当の実施

当社は、2022年11月8日開催の取締役会において、2023年3月期に係る中間配当として、2022年9月30日を基準日とする1株当たり33円の剰余金の配当を行う決議をいたしました。

1. 提案の理由

「経営統合に関するご説明」に記載のとおり、当社は、伊藤忠製糖と本経営統合を行う予定であります。これに伴い、本経営統合を契機とした商号（現行定款第1条）の変更および持株会社体制移行による事業の目的（現行定款第2条）の変更、併せてその他字句の修正の変更をすること（以下「本定款変更」といいます。）の承認をお願いするものであります。

なお、本定款変更は、第1号議案「株式交換契約承認の件」および第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換および本吸収分割の効力が発生することを条件として、本株式交換および本吸収分割の効力発生日（2023年1月1日予定）に効力が生ずるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>日新製糖株式会社</u>と称し、 英文ではNissin Sugar Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1) 次の各製品、その原材料、副産物の製造、加工、仕入ならびに販売</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ウェルネオシュガー株式会社</u>と称し、英文では<u>WELLNEO SUGAR Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 <u>次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理</u></p> <p>(1) 次の各製品、その原材料、副産物の製造、加工、仕入ならびに販売</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>① 砂糖およびその他の甘味料、機能性糖質、健康食品およびその他の食品</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 医薬品・医薬部外品</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>(2) ~ (3) (条文省略)</p> <p>(4) 健康保持増進のための健康測定・健康指導その他のフィットネス関連事業に係わるサービスの提供および商品の販売等の関連業務</p> <p>(5) ~ (10) (条文省略) (新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数および選定方法) 第27条 (条文省略)</p>	<p>① 砂糖およびその他の甘味料、機能性糖質、健康食品、<u>サプリメント</u>およびその他の食品</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 医薬品、<u>医薬品原料</u>および<u>医薬部外品</u></p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>(2) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) 健康保持増進のための健康測定・健康指導その他のフィットネス関連事業に<u>関</u>わるサービスの提供および商品の販売等の関連業務</p> <p>(5) ~ (10) (現行どおり)</p> <p><u>2 前項各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数および<u>選任</u>方法) 第27条 (現行どおり)</p>

第4号議案

取締役5名選任の件

本議案は、伊藤忠製糖との本経営統合に伴い、経営体制の強化・充実を図るために、新たに取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、各候補者の選任の効力は、第1号議案「株式交換契約承認の件」および第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決され、かつ、本株式交換および本吸収分割の効力が発生することを条件として、本株式交換および本吸収分割の効力発生日（2023年1月1日予定）に効力が生ずることとし、各候補者の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時（2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時）までとなります。

また、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）であります。三枝恵氏および池原元宏氏は、第1号議案「株式交換契約承認の件」および第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決され、かつ、本株式交換および本吸収分割の効力が発生することを条件として、本株式交換および本吸収分割の効力発生日（2023年1月1日予定）の前日に辞任することを予定しているため、本議案における各候補者選任後の取締役の員数は9名（うち社外取締役5名）となる予定であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	やまもと こうじ 山本 貢 司 (1966年9月8日)	1991年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2014年11月 同社食糧部門食糧戦略室長 2019年4月 同社砂糖・コーヒー・乳製品部長 伊藤忠製糖株式会社取締役（非常勤） 2022年4月 伊藤忠製糖株式会社代表取締役社長 (現任)	0株
	(取締役候補者とした理由) 山本貢司氏は、伊藤忠商事株式会社において、担当分野における豊富な経験と高い見識を有しており、伊藤忠製糖株式会社で代表取締役社長を務めるなど、経営者としての実績も有しております。これらの経験と実績をもとに、当社グループの持続的な企業価値向上および取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に寄与することが期待されることから、新たに取締役候補者としたしました。		

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	せ の だい すけ 瀬 野 大 輔 (1960年4月16日)	1984年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2007年4月 同社飲料原料部長 2018年6月 伊藤忠製糖株式会社取締役執行役員 財務経理・特命担当 2022年6月 同社取締役常務執行役員 人事総務・財務経理担当(現任)	0株
(取締役候補者とした理由) 瀬野大輔氏は、伊藤忠商事株式会社において、担当分野における豊富な経験と高い見識を有しており、伊藤忠製糖株式会社で取締役を務めるなど経営幹部の一角を担っております。これらの経験と実績をもとに、当社グループの持続的な企業価値向上および取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に寄与することが期待されることから、新たに取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	ふじ わら ひろし 藤原 浩 (1957年9月9日)	1981年4月 日本電子株式会社入社 1986年3月 同社米国法人JEOL USAマネージャー 1995年10月 SAPジャパン株式会社経営管理部マネージャー 1997年4月 SAP North-East Asia Region CFO 2005年2月 SAPジャパン株式会社CFO、COO、代表取締役 2007年11月 株式会社フィリップス・ジャパンCOO 2008年7月 同社代表執行役員社長 2011年7月 コダック株式会社(現：コダック合同会社)常務執行役員 2012年2月 同社代表執行役員社長 2022年6月 株式会社iLAC専務取締役(現任)	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>藤原浩氏は、欧米の主要企業の日本代表を歴任し、グローバル企業の経営経験や豊富な見識と卓越した経営能力を有しており、公正かつ客観的見地より、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>また、企業経営者の経験や見識に基づき、当社グループ事業の経営や事業戦略に対する多角的な視点からの適切な助言と実効性の高い監督が期待できると判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。</p>			

社外
独立

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	さん とう まさ じ 山 東 理 二 (1957年10月21日)	1981年 4月 三菱商事株式会社入社 2009年 4月 智利三菱商事会社社長 2012年 4月 三菱商事株式会社執行役員 智利三菱商 事会社社長 7月 三菱商事株式会社執行役員環境・イン フラ事業本部長 2017年 4月 千代田化工建設株式会社副社長執行役 員 6月 同社代表取締役社長 2022年 4月 同社特別顧問 (現任)	0株
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>山東理二氏は、三菱商事株式会社執行役員、千代田化工建設株式会社代表取締役社長などを歴任し、グローバルなビジネス経験を通して、幅広い経験と見識を有しており、公正かつ客観的見地より、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>また、企業経営者の経験や見識に基づき、当社グループ事業の経営や事業戦略に対する適切な助言や実効性の高い監督が期待できると判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。</p>		
5	きた がわ のぼる 北 川 昇 (1972年10月10日)	1996年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 2021年 4月 同社砂糖・コーヒー・乳製品部長 (現 任) 6月 伊藤忠製糖株式会社取締役 (非常勤) (現任)	0株
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>	<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>北川昇氏は、伊藤忠商事株式会社において、担当分野における豊富な経験と高い見識を有しており、公正かつ客観的見地より、当社グループ事業の経営や事業戦略に対する適切な助言や実効性の高い監督が期待でき、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間の特別の利害関係については次のとおりであります。
- (1)北川昇氏は、伊藤忠商事株式会社において砂糖・コーヒー・乳製品部長を務めており、同社は当社と取引関係があります。
 - (2)その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤原浩、山東理二および北川昇の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、藤原浩、山東理二および北川昇の各氏が選任され就任した場合は、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、①当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役および執行役員 ②当社から当社子会社以外の非上場会社に取締役として出向する者および監査役として出向する者であり、当該保険の保険料は、当社および当社のすべての子会社が全額負担しております。当該保険契約では、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）。
- 本選任議案の各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。
5. 藤原浩および山東理二の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合は、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案

監査役2名選任の件

本議案は、伊藤忠製糖との本経営統合に伴い、監査体制の強化・充実を図るために、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、各候補者の選任の効力は、第1号議案「株式交換契約承認の件」および第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決され、かつ、本株式交換および本吸収分割の効力が発生することを条件として、本株式交換および本吸収分割の効力発生日（2023年1月1日予定）に効力が生ずることとし、各候補者の任期は、当社定款の規定により、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、現在の監査役3名（うち社外監査役2名）のうち、延増拓郎氏は、第1号議案「株式交換契約承認の件」および第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決され、かつ、本株式交換および本吸収分割の効力が発生することを条件として、本株式交換および本吸収分割の効力発生日（2023年1月1日予定）の前日に辞任することを予定しているため、本議案における各候補者選任後の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）となる予定であります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
	いま い ひで あき 今 井 秀 明 (1966年9月24日)	1989年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2015年6月 同社機械事業・リスク管理室長 2020年6月 伊藤忠製糖株式会社監査役（現任）	0株
1	<p>(監査役候補者とした理由)</p> <p>今井秀明氏は、伊藤忠商事株式会社において長年に亘りリスク管理室、監査部に所属し、出身分野で培った豊富な経験と専門知識を有しております。</p> <p>以上のことから、監査役会の機能強化に必要な人材であると判断し、新たに監査役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	なるせ かずこ 成瀬 圭珠子 (1962年11月4日)	1985年4月 全日本空輸株式会社入社 1991年8月 矢矧コンサルタント株式会社入社 2000年4月 弁護士登録 林田綜合法律事務所入所(現任) 2017年6月 株式会社ウィザス社外監査役(現任) 2021年6月 株式会社鳥羽洋行社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ウィザス社外監査役 株式会社鳥羽洋行社外取締役	0株
	(社外監査役候補者とした理由) 成瀬圭珠子氏は、弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から監査を行う能力・見識を有し、当社の適法性確保のため、きわめて有益であり、監査体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの拡充に結びつくものと判断しております。以上のことから、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、新たに社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 成瀬圭珠子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、成瀬圭珠子氏が選任され就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、①当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役および執行役員 ②当社から当社子会社以外の非上場会社に取締役として出向する者および監査役として出向する者であり、当該保険の保険料は、当社および当社のすべての子会社が全額負担しております。当該保険契約では、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約によって補填することとしております(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)
- 本選任議案の各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。
5. 成瀬圭珠子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

(ご参考)

当社（本持株会社）および分割準備会社の役員体制は以下のとおりであります。

(2023年1月1日予定)

・当社（本持株会社）

[取締役体制]

代表取締役会長	樋口 洋一
代表取締役社長	山本 貢司
取締役	大久保 亮
取締役	瀬野 大輔
社外取締役 独立役員	飯塚 佳都子
社外取締役 独立役員	藤原 浩
社外取締役 独立役員	山東 理二
社外取締役	南 勝之
社外取締役	北川 昇

[監査役体制]

常勤監査役	川口 多津雄
常勤監査役	今井 秀明
社外監査役 独立役員	和田 正夫
社外監査役 独立役員	成瀬 圭珠子

[執行役員体制]

執行役員社長	山本 貢司	内部監査室担当、伊藤忠製糖(株)代表取締役社長
専務執行役員	大久保 亮	総務部担当、日新製糖(株)代表取締役社長
常務執行役員	瀬野 大輔	人事部担当
執行役員	山口 康雄	経営企画部担当
執行役員	伊藤 成人	経営企画部担当
執行役員	大場 健司	財務部担当

・分割準備会社

[取締役体制]

代表取締役会長 CEO 樋口 洋一
代表取締役社長 COO 大久保 亮
取締役 三枝 恵

[監査役体制]

監査役 西本 靖文

[執行役員体制]

執行役員社長	大久保 亮	
専務執行役員	森永 剛司	(株)日新ウエルネス代表取締役社長
専務執行役員	飯塚 裕之	総務部・エンジニアリング部担当
常務執行役員	砂坂 静則	生産本部長
常務執行役員	柴田 弥	人事部担当、生産本部今福工場管理部長
常務執行役員	山口 康雄	総合企画部担当
執行役員	佐々木 洋治	新東日本製糖(株)代表取締役社長
執行役員	中村 泰之	品質保証部・お客様相談室担当、商品開発部長
執行役員	飯倉 聡	ツキオカフィルム製薬(株)代表取締役社長
執行役員	三枝 恵	営業本部長
執行役員	小川 人嗣	生産本部今福工場長兼工務部長
執行役員	大場 健司	財務部担当

株主総会会場ご案内図

会場

ロイヤルパークホテル
2階「有明」
東京都中央区日本橋
蛸殻町二丁目1番1号
03-3667-1111 (代表)

交通

東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」
4番出口 とホテル地下2階が
直結しております。

東京メトロ日比谷線「人形町駅」
A2出口 から徒歩約8分

都営浅草線「人形町駅」
A3出口 から徒歩約9分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。